

平成 25 年

第 3 回市議会定例会 報告第 4 号

専決処分の報告について

平成 25 年 5 月 27 日函館市花園町 25 番 6 号先路上（市営住宅内公道）で発生した交通事故による損害賠償の額を平成 25 年 7 月 16 日地方自治法第 180 条第 1 項の規定により，次のとおり専決したので報告する。

平成 25 年 9 月 3 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

1 損害賠償の額

120,540 円

2 損害賠償の相手方

函館市に在住する 20 歳代の女性